

## 第 125 回 電気用品調査委員会 議事要録

- 開催日時： 2026 年 3 月 23 日（月） 13：30～17：00
- 開催場所： 日本電気協会 AB 会議室及びオンライン会議システム（Microsoft Teams）
- 出席者： （順不同、敬称略）

＜委員長、副委員長、幹事、委員＞（出席：○ 代理：△ 欠席：×）

- |                               |                              |
|-------------------------------|------------------------------|
| ○小野委員長 [東京大学]                 | ×岡田委員 [(一社)日本冷凍空調工業会]        |
| ×加用副委員長 [電気安全全国連絡委員会]         | ○松橋委員 [全日本電気工事業工業組合連合会]      |
| ×矢座副委員長 [(一社)日本電機工業会]         | ○峯 委員 [全国金属製電線管附属品工業組合]      |
| ○矢島副委員長 [(一財)電気安全環境研究所]       | ○鶴岡委員 [(一社)日本電気制御技術工業会]      |
| ○平岩幹事 [(一財)日本品質保証機構]          | ○田中委員 [(一社)インターホ工業会]         |
| △井部幹事 [(一社)電子情報技術産業協会]        | ×吉田委員 [日本暖房機器工業会]            |
| ○阿部幹事 [(一社)日本配線システム工業会]       | ○山下委員 [(一財)電気安全環境研究所]        |
| ○綾戸幹事 [熔接鋼管協会]                | ○山本委員 [日本プラスチック工業連盟]         |
| ○飛田委員 [東京都地域婦人団体連盟]           | ×西脇委員 [合成樹脂製可とう電線管工業会]       |
| ○林崎委員 [東京科学大学]                | ○和中委員 [(一社)日本厨房工業会]          |
| ×北村委員 [(独)産業技術総合研究所]          | ○岩崎委員 [(株)UL Japan]          |
| ○伊藤委員 [(一財)日本消費者協会]           | ○飯田委員 [テュフ ラインテック ジャパン(株)]   |
| ○加藤委員 [(一財)電気安全環境研究所]         | ○清水委員 [(一社)電池工業会]            |
| ×佐藤委員 [電気保安協会全国連絡会]           | ○平田委員 [(一社)電線総合技術センター]       |
| ○香月委員 [(一社)送配電網協議会]           | △本吉委員 [(一社)電気学会]             |
| ○郡司委員 [(一社)日本電線工業会]           | ○中山委員 [(一社)KEC 関西電子工業振興センター] |
| ○石崎委員 [日本電熱機工業協同組合]           | ○小田委員 [(一財)VCCI 協会]          |
| ×松岡委員 [塩化ビニル管・継手協会]           | ○瀧澤委員 [テュフスマートジャパン(株)]       |
| △鹿倉委員 [(一社)日本照明工業会]           | ○桑原委員 [(一社)日本ホームヘルス機器協会]     |
| ○今泉委員 [(一社)日本自動販売システム機械工業会]   | △正田委員 [(一財)日本ガス機器検査協会]       |
| ×堀 委員 [(一社)日本写真映像用品工業会]       | ○市川委員 [(一社)日本溶接協会]           |
| ○土屋委員 [(一社)日本陸用内燃機関協会]        | ○濱口委員 [(株)コスモス・コーポレーション]     |
| ○小竹委員 [(一社)日本アミューズメント産業協会]    | ○寺田委員 [(一社)日本レストルーム工業会]      |
| ○潮木委員 [(一社)ビジネス機械・情報システム産業協会] | ×橘 委員 [(一社)日本電気協会]           |
| △太田委員 [(一社)日本電設工業協会]          |                              |

### ＜代理出席＞

- 井部委員 → 田島 [(一社)電子情報技術産業協会]  
 鹿倉委員 → 河瀬 [(一社)日本照明工業会]  
 太田委員 → 内藤 [(一社)日本電設工業協会]  
 本吉委員 → 中條 [(一社)電気学会]  
 正田委員 → 柳田 [(一財)日本ガス機器検査協会]

### ＜委任状提出＞

- 加用副委員長 [電気安全全国連絡委員会]  
 矢座副委員長 [(一社)日本電機工業会]  
 佐藤委員 [電気保安協会全国連絡会]

松岡委員 [塩化ビニル管・継手協会]  
堀委員 [(一社)日本写真映像用品工業会]  
岡田委員 [(一社)日本冷凍空調工業会]  
吉田委員 [日本暖房機器工業会]  
西脇委員 [合成樹脂製可とう電線管工業会]  
橘 委員 [(一社)日本電気協会]

＜参加＞（出席：○ 代理：△ 欠席：×）

|                            |                     |
|----------------------------|---------------------|
| ○森本 [経済産業省 製品安全課]          | ○成田 [(一財)電気安全環境研究所] |
| ○佐々木 [経済産業省 製品安全課]         | ○徳永 [(独)製品評価技術基盤機構] |
| ○江藤 [経済産業省 製品安全課]          | ○北島 [(独)製品評価技術基盤機構] |
| ○橋本 [経済産業省 製品安全課]          | ○平井 [認証制度共同事務局]     |
| ×松井 [経済産業省 国際電気標準課]        | ×山根 [(一社)日本溶接協会]    |
| ○住谷 [(一財)電気安全環境研究所]        | ○桑原 [(一財)日本規格協会]    |
| △伊勢村（代理：橋村・小笠原）[東京消防庁 予防部] |                     |

＜審議案件関係者＞

浦谷 [(一社)日本照明工業会]  
坪井 [(一社)日本配線システム工業会]  
小原 [(一社)ビジネ機械・情報システム産業協会]  
服部 [(一社)日本電機工業会]

＜小委員会事務局＞（出席：○ 代理：△ 欠席：×）

|                            |                      |
|----------------------------|----------------------|
| ○郡司 [(一社)日本電線工業会]          | ×小綿 [(一財)日本規格協会]     |
| ○鈴木 [(一社)日本照明工業会]          | ○吉田 [(一財)日本規格協会]     |
| ○馬場 [(一社)日本照明工業会]          | ×澤野 [(一社)光産業技術振興協会]  |
| ○谷部 [(一社)日本電機工業会]          | ○中條 [(一社)電気学会]       |
| ○鳥居 [(一社)日本配線システム工業会]      | ○菅野 [(一社)電子情報技術産業協会] |
| ○山口 [(一社)日本配線システム工業会]      | ○井上 [(一社)日本電機工業会]    |
| ○齋藤 [(一社)日本電気設備学会]         | ○千葉 [(一財)日本規格協会]     |
| ×北川 [(一社)日本電気制御技術工業会]      | ○原田 [(一社)電池工業会]      |
| ○古市 [(一社)ビジネ機械・情報システム産業協会] |                      |

＜事務局＞

原山、小林、廣瀬、永野、西島 [(一社)日本電気協会]

4. 配付資料

|          |                               |
|----------|-------------------------------|
| 資料No.1-1 | 日本電気協会 競争法に係わるコンプライアンス規程      |
| 資料No.1-2 | 第124回電気用品調査委員会議事要録            |
| 資料No.2   | 電気用品調査委員会委員名簿（2025年11月）       |
| 資料No.3-1 | 2026年度電気用品調査委員会事業計画（案）        |
| 資料No.3-2 | 2026年度電気用品調査委員会予算（案）          |
| 資料No.4   | 2025年度 電気用品事故事例調査結果に関する報告書（案） |

|           |                                                                                                     |                                                                     |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 資料No.5    | 別表第十二への採用を検討する JIS 一覧 (2026 年 3 月)                                                                  |                                                                     |
| 資料No.6-1  | JIS C 62841-3-9 (2026)                                                                              | 手持ち型電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び<br>庭園用電動機械の安全性<br>ー第 3-9 部：可搬形マイタソーの個別要求事項 |
| 資料No.6-2  | JIS C 8105-2-2 (2026)                                                                               | 照明器具<br>ー第 2-2 部：埋込み形照明器具及び埋込み形空調照明器<br>具に関する安全性要求事項                |
| 資料No.6-3  | JIS C 8282-1 (2026)                                                                                 | 家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセント<br>ー第 1 部：一般要求事項                           |
| 資料No.6-4  | JIS C 62368-1 (2026)                                                                                | オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器<br>ー第 1 部：安全性要求事項                              |
| 資料No.7-1① | JIS C 8105-2-22 (20xx)                                                                              | 照明器具<br>ー第 2-22 部：非常時用照明器具に関する安全性要求事項                               |
| 資料No.7-1② | JIS C 8105-2-22 (20xx)                                                                              | JIS 原案                                                              |
| 資料No.7-2① | JIS C 8281-2-2 (20xx)                                                                               | 家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチ<br>ー第 2-2 部：電磁遠隔制御式スイッチ (RCS) の個別要求<br>事項 |
| 資料No.7-2② | JIS C 8281-2-2 (20xx)                                                                               | JIS 原案                                                              |
| 資料No.7-3① | JIS C 8281-2-3 (20xx)                                                                               | 家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチ<br>ー第 2-3 部：遅延スイッチ (TDS) の個別要求事項          |
| 資料No.7-3② | JIS C 8281-2-3 (20xx)                                                                               | JIS 原案                                                              |
| 資料No.8-1  | 別表第十二で廃止提案する規格 (16 規格)                                                                              |                                                                     |
| 資料No.8-2  | 規格情報の概要一覧 (16 規格)<br>(参考資料 1) 電気用品安全法の技術基準解釈見直しアクションシートの概略 (抜粋)<br>(参考資料 2) 別表第十二 国際規格等に準拠した基準 (抜粋) |                                                                     |
| 資料No.9    | 電気用品名と解釈別表第十二の電気安全に関する基準との対応表 (特定外)                                                                 |                                                                     |
| 資料No.10   | 特別検討部会 (IoT 関連) の活動について (報告)                                                                        |                                                                     |
| 資料No.11   | 「J74001 に係わる遠隔操作」に関する報告書 (案) (点滅器・接続器・調光器の試験<br>方法を含む)                                              |                                                                     |
| 資料No.12-1 | 第 7, 20, 55 小委員会審議結果報告書                                                                             |                                                                     |
| 資料No.12-2 | 第 34 小委員会審議結果報告書                                                                                    |                                                                     |
| 資料No.12-3 | 第 59/61/116、72 小委員会審議結果報告書                                                                          |                                                                     |
| 資料No.12-4 | 第 23-1 小委員会審議結果報告書                                                                                  |                                                                     |
| 資料No.12-5 | 第 23-2 小委員会審議結果報告書                                                                                  |                                                                     |
| 資料No.12-6 | 第 23-3 小委員会審議結果報告書                                                                                  |                                                                     |
| 資料No.12-7 | 第 108 小委員会審議結果報告書                                                                                   |                                                                     |
| 資料No.12-8 | 第 1、3、25 小委員会審議結果報告書                                                                                |                                                                     |
| 資料No.12-9 | 第 76 小委員会審議結果報告書                                                                                    |                                                                     |

資料No.12-10 第 2、15、22、77、85、112 小委員会審議結果報告書

資料No.12-11 第 37-2、51 小委員会審議結果報告書

資料No.12-12 第 31、第 32-2、第 32-3、第 96、121・23E 小委員会審議結果報告書

資料No.12-13 第 89、104 小委員会審議結果報告書

資料No.12-14 第 21 小委員会審議結果報告書

## 5. 議事概要

### <開会>

#### ○ 事務局連絡

- ・定足数の確認（開催後集計による数値）

委員長を除く委員数 48 名の内、有効出席者数 47 名

内訳：出席委員 38 名（代理出席を含む）、委任状 9 名（委員長へ委任）

電気用品調査委員会規約第 4 条より、委員総数の 2/3（32 名）以上の定足数を満たしており、本委員会は成立する旨の報告があった。

- ・Web 会議における参加・発言方法に関する留意事項の説明
- ・議事次第に基づき、配付資料の確認
- ・（一社）日本電気協会制定の競争法コンプライアンス規程の遵守について、本委員会では「競争法上問題となるおそれのある話題を話し合わない」旨を確認（資料No.1-1）
- ・前回議事要録を参考に添付している旨連絡（資料No.1-2）

#### ○ 委員長挨拶

第 125 回電気用品調査委員会の開会にあたり、小野委員長より挨拶があった。

### <報告・審議事項>

#### （1）委員交代等報告（資料No.2）

事務局より、資料No.2 の委員名簿に基づき、委員の交代について報告があった。

委員の交代は下表のとおり。

（敬称略・順不同）

| 役名 | 所属団体                | 旧     | 新    |
|----|---------------------|-------|------|
| 委員 | （一社）日本自動販売システム機械工業会 | 西脇 俊行 | 今泉 崇 |

#### （2）2026 年度事業計画（案）及び予算（案）の審議（資料No.3-1、3-2）

事務局より、資料No.3-1「2026 年度電気用品調査委員会事業計画（案）」及び資料No.3-2「2026 年度電気用品調査委員会予算（案）」に基づき説明があり、異議なく承認された。

#### （3）解釈等検討部会の活動について（資料No.4）

##### 2025 年度電気用品事故事例調査結果に関する報告書（案）の審議

事故事例調査 WG 加藤主査及び事務局より、資料No.4「2025 年度 電気用品事故事例調査結果に関

する報告書(案)」に基づき、調査結果について説明があった。その調査結果について解釈等検討部会で審議した結果、解釈改正の必要はないと判断した旨、住谷部会長より説明があった。報告書案については異議なく承認された。

#### <概要>

下記3点の資料データから電気設備機器の火災及び製品事故情報のうち、家庭用電気製品にて発生した事故についてデータ収集、分析を行い、考察をまとめた。

##### ① 「令和7年版火災の実態」(2025年10月 東京消防庁発行)

- ・対象期間：2024年(令和6年)1月から12月
- ・対象地域：東京消防庁管轄区域(稲城市及び島しょ地域を除いた東京都全区域)
- ・調査対象：出火原因が「電気設備機器」による火災及びリチウムイオン蓄電池による火災

##### ② 2023年度重大製品事故データ(METI 保安ネットより)

- ・対象期間：2023年(令和5年)4月から2024年(令和6年)3月
- ・対象地域：日本全国
- ・調査対象：重大製品事故データのうち電気用品に分類される製品事故

##### ③ 2023年度事故データ(NITE 事故情報検索システムより)

- ・対象期間：2023年度に発生した事故情報データ
- ・対象地域：日本全国
- ・調査対象：品目が「家庭用電気製品」、「家具・住宅用品」、「乗物・乗物用品」、「身のまわり品」、「レジャー用品」、「燃焼器具」に分類されている製品事故

#### <特記事項>

- ・「令和7年版 火災の実態」によれば、東京消防庁管内の火災事故のうち、電気用品を含む電気設備機器による火災は2020年以降、増加傾向にある。事故件数が大きいものは「充電式電池」及び「電子レンジ」である傾向は続いており、「充電式電池」については、109件から184件に急増した。内訳としてモバイルバッテリーの事故が44件から81件とほぼ倍増している。
- ・重大製品事故の発生数上位3品目、事故原因区分Aの事故1品目、事故原因区分Bの事故から3品目について、事故の内容を分析した結果、技術基準解釈に反映すべき事項や解釈の改正に限らず対応を依頼すべき事項はなかった。

#### <主な質疑応答>(Q:質問 A:回答 C:コメント)

Q:他社製の充電器を使用したことにより、過充電となり火災に至った事例が紹介されている(P32)。充電を必要とする機器において、充電が完了したという表示は数値で100%などと表示されるのか。あるいは、これ以上充電すると危険という警告表示はあるのか。機器を充電したまま寝てしまい、火災が発生したというような消費者側の配慮が足りない事例もあるが、充電完了の表示がなく過充電に至るというケースについてはどう対策されているか。

A:リチウムイオン蓄電池はこれ以上充電してはいけないという上限がある。通常の製品であれば、過充電となる電圧等の閾値を超えないよう制御している。使用者の不注意で、充電完了後も継続して充電したことにより過充電になり燃えるということは考えにくい。製品の取扱説明書には、充電完了後はケーブル等を抜くよう指示のあるものも見受けられるが、技術基

準上では制御によって充電が停止するよう規定されている。

Q：製品側での対応はできているという認識で間違いはないか。

A：技術基準では、充電した状態で放置しても燃えないよう要求している。

C：充電する際は赤いランプが表示され、充電が完了すると点滅する、あるいは消えるという製品が多い。満充電により充電を終了するタイミングの表示はされている。

Q：機器によっては赤いランプが付くタイプと数値がパーセンテージで表示されるタイプがあるかと思うが、いずれのタイプについても、消費者側が見逃してしまっても事故に至らない設計がされているということか。

A：満充電になれば自動的に充電回路が切れるように設計されているが、使用者側で本来使用すべきでない充電器を使用してしまうケースもある。他メーカーの充電器を使用しても、充電できるのであれば問題ないと認識される方もいる。

C：インターネットを通じて充電器を購入される方もいるかと思うが、まずは純正品を使用するよう消費者に伝える必要がある。価格が安く手軽であり、純正品ではない充電器を購入される方も多いかと思うが、それを誤使用なのかどうかを消費者が判断するのは難しいと思う。

C：適合する充電器を指定し、他社製の充電器を使用しないよう要求している製品は多い。USBのような規格化されている充電器を使用する場合はそこまで細かく書かれていない印象である。今回の調査結果の中で事故が起きている製品に関して、どういう制御をしているかという情報がないため断定はできないが、USBのように規格化されていないと推測している。他社製の充電器が使用できないような仕様になっているのがベストな対策だと思うが、そのように生産したとしても後から疑似品を作られてしまう、あるいは似た形状の充電器が偶然接続できてしまうというケースも想定され、対策としても限界があると考えます。使用者には、表示や取扱説明書をよく理解したうえでの製品の使用を期待する。製造事業者に対しては、間違った組合せで使用されると困るという製品については、充電器の接続部を特殊な形状にするなどの対応を可能な範囲で検討いただきたいと思う。

C：P.4 図2のグラフを重く受け止めている。2024年度の火災発生件数は10年前を超えており、その中で電気設備機器の占める割合は右肩上がりが増加している。ここは警鐘を鳴らし、しっかりと原因を分析し対応を取っていかねばいけないフェーズに入ってきたと危惧している。皆さまには、このグラフに対して各業界でどう理解し対策していくかを検討いただきたい。国としても動かなければならないし、皆さまの所掌を超えて取り組んでいかねばならない点もあるかもしれないが、事態はそれほど深刻であると受け止めている。

C：10年前、火災発生件数における電気設備機器の割合は25%以下であったが、2024年は50%に近く、この傾向のままではいずれ50%を超えることが予想される。重大事故製品事故の半分以上がリチウムイオン蓄電池であり、傾向がはっきりしている。そこに対し、規格でどう対応するかを議論するのが当委員会であるかと思うが、そこに留まらず、この調査結果を関係各所にフィードバックしていただき、少しでも火災発生件数が減少するよう努めていただきたい。

Q：P.29の表3において、区分A（設計・製造・品質管理）が101件となっており、区分E（誤使用）の9件と比べてもかなり件数が多い。区分G（原因不明）は114件と区分Aよりも更

に件数が多い。原因を追究できなかったために同じ事故を繰り返すことがあってはならないが、区分 A と区分 G に対してはどう対応していくか。

A：解釈等検討部会では、この調査結果に対しての解釈改正の必要性について検討している。事故発生件数を減らすという目的に対しては、もう少し製品を深く研究する必要があるかと思うが、当部会や事故事例調査 WG でそこまでの検討を行うのは難しい。

C：区分 A の事故の特徴として、同じ設計・品質管理体制で製造された多くの製品が、同じ原因により事故が発生する。リチウムイオン蓄電池(搭載機器も含む)の 21 件のうち、20 件は同じ会社の製品であり、もう 1 件は他社の製品ではあるが、21 件全て電動自転車のバッテリーであり、実質 2 件と捉えることもできる。2023 年度の事故事例調査部会で調査した洗面化粧台の落下事故についても、発生件数は 100 件を超えるが製造業者は同一であり原因も判明しているため、メーカーでリコール対応されている。発生件数は多くなるがその後の対応がしやすいというのが区分 A の特徴であるともいえる。

C：調査結果に対して解釈等検討部会に対応を依頼するのではなく、関係各所にフィードバックし、危機感を共有することが重要だと感じている。

#### (4) 整合規格検討部会

##### ①解釈別表第十二への採用を要望する JIS (JIS 発行後) の審議 (資料No.5～6-4)

住谷部会長より、資料No.5「別表第十二への採用を検討する JIS 一覧 (2026 年 3 月)」に基づき、電気用品の技術上の基準を定める省令の整合規格として、解釈別表第十二に採用を要望する規格案全体の説明があった。

続いて、資料No.6-1～6-4 の規格の概要及び技術基準との整合確認書に基づき、JIS 発行後の採用案件について、説明担当者から説明があった。

下記 1)～4)について、解釈別表第十二への採用要望を国へ提出することが異議なく承認された。

##### <要望規格>

- 1) JIS C 62841-3-9 (2026) (資料No.6-1)
- 2) JIS C 8105-2-2 (2026) (資料No.6-2)
- 3) JIS C 8282-1 (2026) (資料No.6-3)
- 4) JIS C 62368-1 (2026) (資料No.6-4)

##### <担当>

日本電機工業会  
日本照明工業会  
日本配線システム工業会  
ビジネス機械・情報システム産業協会

##### <主な質疑応答> (Q：質問 A：回答 C：コメント)

○JIS C 62841-3-9 (2026)

Q：資料No.6-1 の整合確認書において、第十二条(化学的危険源による危害又は損傷の防止)の規格欄には「19 機械的な危険」「20 機械的強度」の 2 項目が記載されているが、この要求内容の中で化学的危険についてどのように確認されているのか教えていただきたい。

A：パート 1 の中で、使用者が液体を充填することを意図した電動工具については、液体を充填した状態で試験をするよう規定されており、そちらが該当すると考える。

C：機械的な危険の試験後に、化学的な物質が流出しないように規定されている。それが個別規

格ではなく通則で規定されているため、マイタソーに限定されているわけではない。

※3/27 資料No.6-1 整合確認書を下記のとおり修正し、委員会関係者に報告

○ JIS C 62841-3-9 (2026) 第十二条 (化学的危険源による危害又は損傷の防止) JIS 該当箇条 (修正前) : 箇条 19、箇条 20

(修正後) : 箇条 6、箇条 12、箇条 18、箇条 19

(修正理由)

・ 箇条 6 放射線、毒性及び類似の危険源

6.1 電動工具は、毒性、又はこれに類する危険性が生じてはならない。(第 1 部の規定による。)

・ 箇条 12 温度上昇

12.5 温度上昇試験中、封止コンパウンドは、流出してはならない。(第 1 部の規定による。)

・ 箇条 18 異常運転

18.1.1 規定の異常運転試験において、電動工具は溶融金属を放出してはならない。(第 1 部の規定による。)

18.5.3 回転子等の拘束試験において、電動工具は溶融金属を放出してはならない。(第 1 部の規定による。)

## ②別表第十二への採用を検討する JIS (小委員会承認後) の確認 (資料No.7-1~7-3)

解釈別表第十二への採用を検討する JIS の規格案 (小委員会承認後) について、資料No.7-1~7-3 の規格の概要及び技術基準との整合確認書に基づき、説明担当者から説明があり、内容の確認を行い、JIS 化を進めることが了承された。

### <確認規格>

- 1) JIS C 8105-2-22 (20xx) (資料No.7-1)
- 2) JIS C 8281-2-2 (20xx) (資料No.7-2)
- 3) JIS C 8281-2-3 (20xx) (資料No.7-3)

### <担当>

日本照明工業会  
日本配線システム工業会  
日本配線システム工業会

### <主な質疑応答>

Q : 全ての規格について、整合確認書は非該当の部分のみ説明いただいたが、現行の電気用品安全法の技術基準の中で非該当と処理していたので今回も非該当としたのか。

A : 「現行」というのが改正前の JIS という意味であれば、以前から非該当である。

○ JIS C 8105-2-22 (20xx)

Q : 資料No.7-1①の<審議中に問題となったこと>において建築基準法に関する記述がある。建築基準法は JIS を引用していることが多い印象だが、今回の JIS について国土交通省の担当部署に確認したのか。

A : 建築基準法と消防法令ではこの JIS に含まれない要求事項があり、その部分についてはこれまでデビエーションで対応していたが、各法令が改正される度に要求事項が改正され誤読さ



れる可能性があることから、今回は各法令に基づく要求事項に関しては明記せず法令を参照するよう記載した。国土交通省に対する確認はしていない。

### ③別表第十二からの廃止を検討する JIS 案件(16 件)の審議（資料No.8-1、8-2）

住谷部会長より、資料No.8-1「別表第十二で廃止提案する規格（16 規格）」ならびに資料No.8-2「規格情報の概要一覧（16 規格）」に基づき、経済産業省から公表されているアクションシート（アクション 5）に記載されている 17 規格より 16 規格について廃止提案する旨説明があった。本提案については合意され、国へ廃止を提案することが了承された。

（注）17 規格には「別紙 197 J61558-2-15（H14）医療施設用変圧器」が含まれているが、この J 規格の廃止は経済産業省が直接行う方針が示されたため、当委員会では扱わないこととした。このため 16 規格となった。

### ④「電気用品名と解釈別表第十二の電気安全に関する基準との対応表について（資料No.9）

対応表案について、異議なく承認された。電気用品調査委員会ホームページにて公開する。

## (5) 特別検討部会(IoT 関連)

### ①特別検討部会の活動について(報告)（資料No.10）

成田部会長より、資料No.10「特別検討部会の活動について(報告)」に基づき、特別検討部会(IoT 関連)の活動内容について報告があった。

#### <特別検討部会(IoT 関連)が担当する各課題の進捗状況>

- ① J1000 改正案については、第 124 回電気用品調査委員会(11/25 開催)にて承認され、事務局より経済産業省製品安全課へ 12/3 に改正要望を提出済み。
- ② 別四の報告書・改訂作業については本日改訂案を上程し審議。
- ③ 別八の報告書については、別八が一本化されるタイミングで廃止を検討する。
- ④ AV 機器の遠隔操作機構に関する試験方法の改訂案については、第 124 回電気用品調査委員会(11/25 開催)にて承認され、電気用品調査委員会ホームページへの掲載が完了している。
- ⑤⑥ IoT ガイドライン関係の検討・遠隔操作採用時のリスクアセスメント手順書作成については状況に応じて対応する。
- ⑦ J1000 改訂版報告書作成については、3/31 を締切として作成案に対し部会メンバーからコメントを募集中。提出されたコメントについて、次回の部会で審議を行う。

### ②『「解釈別表第四に係わる遠隔操作」に関する報告書』改訂案の審議（資料No.11）

成田部会長より、資料No.11『「J74001 に係わる遠隔操作」に関する報告書（案）』に基づき、説明があり、解釈別表第四の報告書改訂案について異議なく承認された。

#### (6) 各小委員会の活動報告（資料№12-1～12-14）

各小委員会事務局より、資料№12-1～12-14 の各小委員会の活動報告書に基づき、国内及び IEC 関連のトピックス、IEC 規格原案に対する回答状況、今後の活動予定等についての報告があった。

##### <報告内容>

- 1) 第 7、20、55 小委員会
- 2) 第 34 小委員会
- 3) 第 59/61/116、72 小委員会
- 4) 第 23-1 小委員会
- 5) 第 23-2 小委員会
- 6) 第 23-3 小委員会
- 7) 第 108 小委員会
- 8) 第 1、3、25 小委員会
- 9) 第 76 小委員会
- 10) 第 2、15、22、77、85、112 小委員会
- 11) 第 37-2、51 小委員会
- 12) 第 31、32-2、32-3、96、121・23E 小委員会
- 13) 第 89、104 小委員会
- 14) 第 21 小委員会

##### <担当>

日本電線工業会  
日本照明工業会  
日本電機工業会 家電部  
日本配線システム工業会  
電気設備学会  
日本電気制御技術工業会  
ビジネス機械・情報システム産業協会  
日本規格協会  
光産業技術振興協会  
電気学会  
電子情報技術産業協会  
日本電機工業会 技術戦略推進部  
日本規格協会  
電池工業会

##### <主な質疑応答> （Q：質問 A：回答 C：コメント）

Q：日本に限らず世界各国で、モバイルバッテリーを中心に火災が発生し問題になっているが、第 21 小委員会ではそういった問題については議論されているか。

A：中国や韓国で問題視されていると認識している。

#### (7) その他 連絡事項等

##### ① 経済産業省製品安全課コメント

経済産業省製品安全課 佐々木課長補佐より、次のコメントがあった。

本日も活発にご議論いただきお礼申し上げます。

本日審議された JIS 発行後の 4 規格については、規格数が少ないこともあり、7 月の第 126 回電気用品調査委員会での審議案件とまとめて WG に諮りたいと考えている。7 月に要望を提出いただいた後、10 月に整合規格検討 WG を開催し、年明けに解釈改正というスケジュールを想定している。

J1000 については解釈改正の手続きを進めており、6 月 1 日に解釈改正適用を予定している。

本日の議題ではなかったが、別表第八の一本化は 2028 年度をもって完了という予定で進めている。別表第八については大変影響の大きい一本化になると認識しており、関係する団体や登録検査機関は今から準備を進めていただきたいと考えている。

## ② その他

### 次回開催予定

事務局より以下の連絡があった。

#### ・ 次回開催予定

第 126 回 電気用品調査委員会は、次の日時に開催する予定。

日時：2026 年 7 月 6 日(月) 13:30 から

※1 か月前頃を目途に正式な開催案内をメール配信する。

#### ・ 委員委嘱について

3 月 31 日をもって委嘱期間が満了となる。引き続き委員の就任をお願いしたい。4 月以降、委嘱の手続きについて順次連絡する。

以上により第 125 回電気用品調査委員会の議事を終了し、散会した。

以 上